

# 竹富町自然環境保護条例施行規則

平成 29 年 3 月 21 日  
規則第 3 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 希少野生動植物の保護
  - 第 1 節 希少野生動植物の指定(第 3 条)
  - 第 2 節 生息地等の保護に関する規制(第 4 条—第 8 条)
  - 第 3 節 保護管理事業(第 9 条—第 11 条)
  - 第 4 節 特別希少野生動植物の指定(第 12 条)
  - 第 5 節 個体の取扱いに関する規制(第 13 条—第 17 条)
- 第 3 章 外来生物による生態系等に係る被害の防止
  - 第 1 節 指定外来生物の指定(第 18 条)
  - 第 2 節 個体の取扱いに関する規制(第 19 条—第 25 条)
- 第 4 章 推進体制の整備等(第 26 条)
- 第 5 章 雑則(第 27 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

**第 1 条** この規則は、竹富町自然環境保護条例(平成 29 年竹富町条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

**第 2 条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

## 第 2 章 希少野生動植物の保護

### 第 1 節 希少野生動植物の指定

(希少野生動植物の指定等の案の公告)

**第 3 条** 条例第 8 条第 3 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項を役場の掲示場(以下「掲示場」という。)に掲示して行うものとする。

- (1) 指定をしようとする希少野生動植物又は指定の解除をしようとする希少野生動植物の名称
- (2) 指定又は指定の解除をしようとする理由

### 第 2 節 生息地等の保護に関する規制

(希少野生動植物保護区の指定の公告)

**第 4 条** 条例第 11 条第 4 項の規定による公告は、次に掲げる事項を掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 希少野生動植物保護区の名称
- (2) 条例第 11 条第 2 項に規定する指定の区域等の案
- (3) 前号に掲げる事項の縦覧場所

(希少野生動植物保護区の指定等に係る公聴会)

**第 5 条** 町長は、条例第 11 条第 6 項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公示は、公聴会の日の3週間前までに行うものとする。
- 3 第1項の規定による通知を受けた公述人は、公聴会の日の1週間前までに、当該公聴会において意見を聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を町長に提出しなければならない。
- 4 公聴会は、町長が指名する職員が議長として主宰する。
- 5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、その者が提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 8 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 9 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、当該公聴会の経過に関する事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(希少野生動植物保護区における行為の許可の申請)

**第6条** 条例第12条第2項の規定による許可の申請は、希少野生動植物保護区内行為許可申請書(届出書)(様式第1号)を町長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(既着手行為の届出)

**第7条** 条例第12条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人の氏名)
  - (2) 行為の種類
  - (3) 行為の目的
  - (4) 行為の場所
  - (5) 行為地及びその付近の状況
  - (6) 行為の施行方法
  - (7) 行為の着手日及び完了予定日
- 2 条例第12条第5項の規定による届出は、希少野生動植物保護区内既着手行為届出書(様式第2号)を町長に提出して行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる図面及び写真を添付しなければならない。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

**第8条** 条例第12条第7項の規定による届出は、希少野生動植物保護区内非常災害対策応急措置行為届出書(様式第3号)を町長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付しなければならない。

### 第3節 保護管理事業

(保護管理事業の認定の申請)

**第9条** 国等以外の者は、条例第18条第1項の認定を受けようとするときは、保護管理事業(変更)認定申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保護管理事業の事業計画書(作成した場合に限る。)

(2) 申請者の略歴を記載した書類(法人その他の団体にあつては、現に行っている業務又は活動の概要を記載した書類)

(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の名及び略歴を記載した書類

(4) 法人以外の団体にあつては、当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者又は管理者の略歴を記載した書類その他町長が必要と認める書類

3 条例第18条第1項の認定を受けた者が、住所又は氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名、法人以外の団体にあつては名称又は代表者、管理者の住所若しくは氏名)を変更したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(認定保護管理事業の告示)

**第10条** 条例第18条第2項の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、法人以外の団体にあつては名称及び代表者又は管理者の住所並びに氏名)並びに認定を受けた保護管理事業の事業計画を掲示場に掲示して行うものとする。

(保護管理事業の廃止等の通知)

**第11条** 条例第20条第1項の規定による通知は、認定保護管理事業廃止等通知書(様式第5号)を速やかに町長に提出して行わなければならない。

### 第4節 特別希少野生動植物の指定

(特別希少野生動植物の指定等の案の公告)

**第12条** 条例第21条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。 )の規定による公告は、次に掲げる事項を掲示場に掲示して行うものとする。

(1) 指定をしようとする特別希少野生動植物又は指定の解除をしようとする特別希少野生動植物の名称

(2) 指定又は指定の解除をしようとする理由

### 第5節 個体の取扱いに関する規制

(捕獲等の禁止の適用除外)

**第13条** 条例第24条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

(2) 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること。

(3) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って捕獲等をするものであること。

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであること。

(捕獲等の許可の申請及び許可証等)

**第14条** 条例第25条第2項の規定による許可の申請は、特別希少野生動植物捕獲等許可申請書(届出書)(様式第6号)を町長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び写真を添付しなければならない。

- (1) 捕獲等をする区域(移動又は移植をしようとする場合にあっては、移動又は移植をする区域を含む。)の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培し、又は繁殖させようとする場合にあっては、飼養栽培施設又は繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真
- (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第25条第5項の許可証(以下この条において「許可証」という。)の様式は、特別希少野生動植物捕獲等許可証(様式第7号)とする。

4 条例第25条第1項の許可を受けた者は、その許可が効力を失った日から起算して30日以内に許可証を町長に返納しなければならない。

5 条例第25条第1項の許可を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の捕獲等の場所別の数量及び処置の概要を町長に報告しなければならない。

(個体の取扱方法)

**第15条** 条例第25条第7項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に收容すること。
- (2) 個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(身分証明書)

**第16条** 条例第27条第3項、第35条第3項、及び条例第37条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(特別希少野生動植物の加工品)

**第17条** 条例第28条の規則で定める加工品は、特別希少野生動植物の個体のはく製その他の標本(はく製その他の標本として製作する過程のものを含む。)とする。

### 第3章 外来生物による生態系等に係る被害の防止

#### 第1節 指定外来生物の指定

(指定外来生物の指定等の案の公告)

**第18条** 条例第29条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項を掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 指定をしようとする指定外来生物又は指定の解除をしようとする指定外来生物の名称
- (2) 指定又は指定の解除をしようとする理由

#### 第2節 個体の取扱いに関する規制

(飼養等の届出)

**第19条** 条例第30条第1項及び第3項の届出は、指定外来生物飼養等届出書(様式第9号)に飼養等のための施設の構造及び規模を明らかにした図面及び写真を添えてしなければならない。

(飼養等の届出を要しない事由)

**第20条** 条例第30条第1項の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼養等を開始した日から起算して30日を経過する日までの間、飼養等をするものであること。

- (2) 国、県又は町が行う指定外来生物の個体の防除を補助するため当該指定外来生物の個体の保管又は運搬をするものであること。
- (3) 獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 4 章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- (5) 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業について食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の許可を受けた者が、食用に供するために、適合飼養等施設とともに譲り受け、当該適合飼養等施設内において保管をするものであること。

(届出事項)

**第 21 条** 条例第 30 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼養等をする目的
- (2) 飼養等の管理体制に係る次に掲げる事項
  - ア 適合飼養等施設の点検方法
  - イ 届出後に指定外来生物の個体の飼養等が困難となった場合の対処方法
  - ウ 指定外来生物の個体を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該指定外来生物の個体の逸出防止措置

(軽微な変更)

**第 22 条** 条例第 30 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、指定外来生物の個体の数量の変更(飼養等のための施設の構造又は規模の変更を伴うものを除く。)とする。

(飼養等変更事項の届出)

**第 23 条** 条例第 30 条第 2 項の規定による届出は、飼養等をやめたときにあっては指定外来生物飼養等廃止届出書(様式第 10 号)を、届出に係る事項に変更があったときにあっては指定外来生物飼養等届出事項変更届出書(様式第 11 号)を提出して行うものとする。

(適合飼養等施設の基準)

**第 24 条** 条例第 31 条第 1 項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- (2) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある指定外来生物については、当該指定外来生物の個体に係る取扱者以外の者が容易に当該指定外来生物の個体に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

(飼養等の方法)

**第 25 条** 条例第 31 条第 2 項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定外来生物の個体の飼養等の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (2) 第 21 条第 2 号に規定する管理体制に係る事項を遵守すること。
- (3) 適合飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に適合飼養等施設の外で飼養等をする場合には、指定外来生物の個体の逸出防止措置を講ずること。
- (4) 水中で飼養等をする指定外来生物については、適合飼養等施設の水の交換に当たっては、指定外来生物の個体が逸出することのないよう、ろ過した上で排水すること。
- (5) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある指定外来生物については、第三者の接触等を禁止する旨の標識を掲出すること。

#### 第4章 推進体制の整備等

(野生動植物保護推進員)

**第26条** 条例第49条第4項の規則で定める調査は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別希少野生動植物の個体に関する研究又は教育を目的とする調査であつて、あらかじめ町長に届け出たもの
  - (2) 特別希少野生動植物の個体の保護のための移動又は移植を目的とする調査であつて、あらかじめ町長に届け出たもの
- 2 町長は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は条例の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があつたときは、その推進員を解任することができる。
- 3 推進員は、第1項各号に掲げる調査のために特別希少野生動植物の捕獲等をするときは、竹富町野生動植物保護推進員証(様式第12号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 推進員は、第1項各号に掲げる調査のために特別希少野生動植物の捕獲等をしたときは、町長が定めるところにより町長に報告するものとする。

#### 第5章 雑則

(国等に関する協議の適用除外等)

**第27条** 条例第50条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であるとき。
- (2) 国等の試験研究機関が試験研究のために必要であるとき。
- (3) 傷病その他の理由により緊急な個体の保護を必要とするとき。
- (4) 非常災害に対する必要な応急措置として必要であるとき。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

希少野生動植物保護区内行為許可申請書(届出書)

様式第 2 号(第 7 条関係)

希少野生動植物保護区内既着手行為届出書

様式第 3 号(第 8 条関係)

希少野生動植物保護区内非常災害対策応急措置行為届出書

様式第 4 号(第 9 条関係)

保護管理事業(変更)認定申請書

様式第 5 号(第 11 条関係)

認定保護管理事業廃止等通知書

様式第 6 号(第 14 条関係)

特別希少野生動植物捕獲等許可申請書(届出書)

様式第 7 号(第 14 条関係)

特別希少野生動植物捕獲等許可証

様式第 8 号(第 16 条関係)

身分証明書

様式第 9 号(第 19 条関係)

指定外来生物飼養等届出書

様式第 10 号(第 23 条関係)

指定外来生物飼養等廃止(届出事項変更)届出書

様式第 11 号(第 23 条関係)

指定外来生物飼養等届出事項変更届出書

様式第 12 号(第 26 条関係)

竹富町野生動植物保護推進員証

様式第1号（第6条関係）

希少野生動植物保護区内行為許可申請書（届出書）		
竹富町長	様	年 月 日
申請（届出）者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊟		
特定希少野生動植物保護区の名 称		
行 為 の 種 類		
行為の目的及び必要性		
行 為 の 場 所		
行為地及びその付近の状況		
行 為 の 施 行 方 法		
行為の着手及び完了の予定日	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 「行為の種類」の欄には、竹富町自然環境保護条例（平成29年竹富町条例第10号。以下「条例」という。）第12条第1項各号に掲げる行為の区分により記載すること。
- 5 「行為の場所」の欄には、大字名及び地番又は地先を記載すること。
- 6 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。
- 7 「行為の施行方法」の欄には、次により必要な事項を記載するとともに、希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。
- (1) 条例第12条第1項第1号に掲げる行為にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
  - (2) 条例第12条第1項第2号に掲げる行為にあっては、施行面積及び行為の方法
  - (3) 条例第12条第1項第3号に掲げる行為にあっては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
  - (4) 条例第12条第1項第4号に掲げる行為にあっては、埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
  - (5) 条例第12条第1項第5号に掲げる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
  - (6) 条例第12条第1項第6号に掲げる行為にあっては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢及び胸高直径、伐採材積並びに伐採設備
  - (7) 条例第12条第1項第7号に掲げる行為にあっては、捕獲等をする野生動植物の種の個体その他の物の種類、数量及び捕獲等の方法
  - (8) 条例第12条第1項第8号に掲げる行為にあっては、汚水又は廃水の水質、排出の時期及び量並びに排水の方法又は設備
  - (9) 条例第12条第1項第9号に掲げる行為にあっては、使用する車馬若しくは動力船又は離発着させる航空機の種類及び数、使用又は離発着の方法並びに当該行為に係る土地の範囲及び面積
  - (10) 条例第12条第1項第10号に掲げる行為にあっては、当該行為に係る個体の種類、量及び方法
  - (11) 条例第12条第1項第11号に掲げる行為にあっては、散布する物質の種類、量及び方法
  - (12) 条例第12条第1項第12号に掲げる行為にあっては、当該行為の及ぶ面積及び使用設備
  - (13) 条例第12条第1項第13号に掲げる行為にあっては、観察の頻度及び方法並びに使用器具
- 8 次に掲げる図面及び写真を添付すること。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図



様式第2号（第7条関係）

希少野生動植物保護区内既着手行為届出書		年 月 日
竹富町長	様	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
届出者		
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊞		
希少野生動植物保護区の名称		
行為の種類		
行為の目的及び必要性		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為の着手日及び完了予定日	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「行為の種類」の欄には、竹富町自然環境保護条例（平成29年竹富町条例第10号。以下「条例」という。）第12条第1項各号に掲げる行為の区分により記載すること。
- 4 「行為の場所」の欄には大字名及び地番又は地先を記載すること。
- 5 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。
- 6 「行為の施行方法」の欄には、次により必要な事項を記載するとともに、希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。
- (1) 条例第12条第1項第1号に掲げる行為にあつては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料
  - (2) 条例第12条第1項第2号に掲げる行為にあつては、施行面積及び行為の方法
  - (3) 条例第12条第1項第3号に掲げる行為にあつては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
  - (4) 条例第12条第1項第4号に掲げる行為にあつては、埋立て又は干拓の面積及び工事の方法
  - (5) 条例第12条第1項第5号に掲げる行為にあつては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備
  - (6) 条例第12条第1項第6号に掲げる行為にあつては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢及び胸高直径、伐採材積並びに伐採設備
  - (7) 条例第12条第1項第7号に掲げる行為にあつては、捕獲等をする野生動植物の種の個体その他の物の種類、数量及び捕獲等の方法
  - (8) 条例第12条第1項第8号に掲げる行為にあつては、汚水又は廃水の水質、排出の時期及び量並びに排水の方法又は設備
  - (9) 条例第12条第1項第9号に掲げる行為にあつては、使用する車馬若しくは動力船又は離発着させる航空機の種類及び数、使用又は離発着の方法並びに当該行為に係る土地の範囲及び面積
  - (10) 条例第12条第1項第10号に掲げる行為にあつては、当該行為に係る個体の種類、量及び方法
  - (11) 条例第12条第1項第11号に掲げる行為にあつては、散布する物質の種類、量及び方法
  - (12) 条例第12条第1項第12号に掲げる行為にあつては、当該行為の及ぶ面積及び使用設備
  - (13) 条例第12条第1項第13号に掲げる行為にあつては、観察の頻度及び方法並びに使用器具
- 7 次に掲げる図面及び写真を添付すること。
- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及びカラー写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

様式第3号（第8条関係）

希少野生動植物保護区内非常災害対策応急措置行為届出書		
竹富町長	様	年 月 日
届出者		住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊤
希少野生動植物保護区の名称		
行為の種類		
行為の目的及び必要性		
行為の場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為の完了（予定）日	完了(予定)年月日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 「行為の種類」の欄には、竹富町自然環境保護条例（平成29年竹富町条例第10号。以下「条例」という。）第12条第1項各号に掲げる行為の区分により記載すること。

5 「行為の場所」の欄には、大字名及び地番又は地先を記載すること。

6 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。

7 「行為の施行方法」の欄には、次により必要な事項を記載するとともに、希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。

(1) 条例第12条第1項第1号に掲げる行為にあつては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料

(2) 条例第12条第1項第2号に掲げる行為にあつては、施行面積及び行為の方法

(3) 条例第12条第1項第3号に掲げる行為にあつては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積

(4) 条例第12条第1項第4号に掲げる行為にあつては、埋立て又は干拓の面積及び工事の方法

(5) 条例第12条第1項第5号に掲げる行為にあつては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量並びに使用する設備

(6) 条例第12条第1項第6号に掲げる行為にあつては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齢及び胸高直径、伐採材積並びに伐採設備

(7) 条例第12条第1項第7号に掲げる行為にあつては、捕獲等をする野生動植物の種の個体その他の物の種類、数量及び捕獲等の方法

(8) 条例第12条第1項第8号に掲げる行為にあつては、汚水又は廃水の水質、排出の時期及び量並びに排水の方法又は設備

(9) 条例第12条第1項第9号に掲げる行為にあつては、使用する車馬若しくは動力船又は離発着させる航空機の種類及び数、使用又は離発着の方法並びに当該行為に係る土地の範囲及び面積

(10) 条例第12条第1項第10号に掲げる行為にあつては、当該行為に係る個体の種類、量及び方法

(11) 条例第12条第1項第11号に掲げる行為にあつては、散布する物質の種類、量及び方法

(12) 条例第12条第1項第12号に掲げる行為にあつては、当該行為の及ぶ面積及び使用設備

(13) 条例第12条第1項第13号に掲げる行為にあつては、観察の頻度及び方法並びに使用器具

8 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

保護管理事業（変更）認定申請書	
竹富町長	年 月 日
様	
申請者	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地、 法人以外の団体にあつては代表者の住所）
	氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び 代表者の氏名） <span style="float: right;">㊟</span>
保護管理事業の対象となる 希少野生動植物	
保護管理事業の目的	
保護管理事業を実施 しようとする区域	
保護管理事業の概要	
保護管理事業開始予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 保護管理事業の事業計画書（作成した場合に限る）
- (2) 申請者の略歴を記載した書類（法人その他の団体にあつては、現に行っている業務又は活動の概要を記載した書類）
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (4) 法人以外の団体にあつては、当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者又は管理者の略歴を記載した書類その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第11条関係）

認定保護管理事業廃止等通知書	
竹富町長	年 月 日
様	
住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地、 法人以外の団体にあつては代表者の住所）	
申請者	
氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び 代表者の氏名） <span style="float: right;">㊟</span>	
認 定 を 受 け た 日	年 月 日
廃 止 等 を す る 理 由	
廃止等をする日又は予定日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号（第14条関係）

特別希少野生動植物捕獲等許可申請書（届出書）		年	月	日
竹富町長		様		
申請（届出）者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊦		
捕獲等しようとする個体	種名			
	数量			
捕獲等をする目的及び必要性				
捕獲等をする区域及び当該区域の状況				
捕獲等の方法				
捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）				
捕獲等しようとする期間				
捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合	飼養栽培場所の所在地			
	飼養栽培施設の規模及び構造			
	飼養栽培の取扱者	住所		
		氏名		
職業及び飼養栽培に関する経歴				
捕獲等をした個体を繁殖させようとする場合	繁殖場所の所在地			
	繁殖施設の規模及び構造			
	繁殖の取扱者	住所		
		氏名		
職業及び繁殖に関する経歴				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 「種名」の欄は、卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨を記述すること。

5 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」の欄には、捕獲等をする区域（移動又は移植をしようとする場合にあっては、移動又は移植をする区域を含む。以下同じ。）の所在地、捕獲等しようとする種の個体の生息又は生育の状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境について詳細に記載すること。

6 「捕獲等の方法」の欄には、捕獲等に係る方法又は使用する器具若しくは材料の名称等を記載すること。

7 次に掲げる図面及び写真を添付すること。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

(2) 捕獲等をした個体を飼養栽培し、又は繁殖させようとする場合にあっては、飼養栽培施設又は繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真

(3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

様式第7号（第14条関係）

（表）

特別希少野生動植物捕獲等許可証			
	第	年	月
			日
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
竹富町長			印
住所又は主たる事務所の所在地			
氏名又は名称及び代表者の氏名			
種	名		
数	量		
目	的		
区	域		
方	法		
条	件		

（裏）

注 意		
<p>1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 この許可証は、その効力を失った日から起算して30日以内に、竹富町長に返納しなければならない。</p> <p>3 この許可証を返納する際、次の欄に所要事項を記入することにより、竹富町自然環境保護条例施行規則（平成29年竹富町規則第3号）第14条第5項の規定による報告とすることができる。</p>		
捕獲等の場所	捕獲等をした数量	処置の概要
<p>注 大字名ごとに実施した内容をまとめて記入すること。</p>		

様式第8号（第16条関係）

（表）

身 分 証 明 書	
写 真	第 号
	年 月 日交付 年 月 日まで有効
	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、竹富町自然環境保護条例（平成29年竹富町条例第10号）第27条第2項、第35条第2項及び第37条第1項に規定する職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	竹富町長 印

（裏）

竹富町自然保護条例（抜粋）
<p>（報告徴収及び立入検査等）</p> <p>第27条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第25条第1項の許可を受けた者に対して、特別希少野生動植物の個体の取扱い状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、特別希少野生動植物の個体の飼養栽培施設等に立入り、特別希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告徴収及び立入検査等）</p> <p>第35条 町長は、第29条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定外来生物の個体の飼養等をする者又は販売を業とする者に対して、町内における指定外来生物の個体の取扱い状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 町長は、第29条から前条までの規定の施行に必要な限度において、職員に、町内における指定外来生物の個体の飼養等若しくは販売に係る施設に立入り、指定外来生物の個体、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（土地への立入り等）</p> <p>第37条 町長は、前条第1項の規定による指定外来生物の個体又は特定外来生物の防除に必要な限度において、職員に、他人の土地に立入り、指定外来生物若しくは特定外来生物の個体の捕獲、採取若しくは殺処分をさせ、又は指定外来生物若しくは特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分の支障となる立木竹を伐採させることができる。</p> <p>2 町長は、職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地又は立木竹の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>


( )

( )

( )

( )

( )

( )

3 3

( )

( )

( )

( )

( )

( )

5,000

1,000







